

「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改正について

平成29年3月
経済産業省 製造産業局
産業機械課・航空機武器宇宙産業課

昨年末の下請関係規定等の改正に基づき、「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を改正する。改正内容の概要は以下のとおり。

1. 背景

昨年9月15日、親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることを目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を中小企業庁が取りまとめ、これに基づく下請関係規定等の改正が昨年末に行われた。

これを踏まえ、各業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの見直しが行われており、「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」についても所要の改正を行うもの。

2. 改正された下請関係規定等

- ・「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（平成28年12月14日経済産業省告示第290号）
- ・「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号）
- ・「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日 20161207中第1号 公取企第140号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長）

3. ガイドライン改正内容の概要 ※（）内は、改正後のガイドライン関係ページ

①取引先の生産性向上等への協力（P.34）

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力をするよう努める。

②原価低減要請（P.14）

原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないように、合理性の確保に努める。

③取引対価への労務費上昇分の影響の考慮 (P. 15)

取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して協議する。

④型の保管・管理の適正化 (P. 26)

金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。

親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

⑤手形支払及び支払関係 (P. 20)

手形等の現金化にかかる割引料を下請事業者には負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議する。手形サイトは120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

⑥下請ガイドライン及び自主行動計画の位置付け (P. 55)

業種別下請ガイドラインの内容を踏まえ、社内のマニュアルやルールを整備することにより、自社の調達業務に浸透させるよう努める。また、業界団体等は自主的な行動計画を策定し、継続的にフォローアップするよう努める。

⑦荷主の立場からの適正取引の取組 (P. 32)

トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインに基づき、適正取引に向けて取組を進めて行く。

以上